

質疑応答集（平成27年1月27日時点）

総務省

1. 全般的事項

| 問番号 | 質問 | 回答 | 関連箇所 |
|-----|--------------------------------------|--|------|
| 1 | 法適用の意義を教えてください。 | <p>高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業をめぐる環境は厳しさを増しつつあるところであります。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>これらについて、よりの確に取り組むためには、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するとともに、資産の現状（施設の老朽化等の状況）を把握し、適切に管理することが重要であり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し公営企業会計へ移行することが必要になります。</p> | |
| 2 | 公営企業会計の特徴を教えてください。 | <p>公営企業会計においては、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するために、発生主義・複式簿記に基づく予算・決算制度が採用され、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表を作成します。</p> | |
| 3 | 公営企業会計に移行すると一般会計等からの繰入の考え方は変わりますか。 | <p>公営企業の経費のうち、①経費の性質上企業に負担させることが適当でない経費、②企業の性質上企業に負担させることが困難な経費、③災害復旧に係る経費などについては一般会計等において負担すべきものとされています（地方公営企業法第17条の2第1項、第17条の3）。この考え方は公営企業会計を適用した場合であっても同様であり、公営企業会計への移行の前後で一般会計等からの繰入の考え方が変わるものではありません。</p> | |
| 4 | 公営企業会計の適用に係る財政支援措置の内容を教えてください。 | <p>公営企業会計の適用が事業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用拡大に係る集中取組期間である平成27年度から平成31年度の間、これに要する経費について公営企業債の対象とします（公営企業会計適用債）。</p> <p>発行対象経費は、公営企業会計の適用に直接必要な経費、具体的には、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等です。また、充当率は100%とし、資金については民間資金、また償還期限は原則10年以内とする予定です。</p> <p>なお、下水道事業及び簡易水道事業に対する公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる予定です。</p> | |
| 5 | 対象経費に法適用事務に従事した職員の人件費を含めることは可能でしょうか。 | <p>財政運営上のモラルハザードを引き起こすおそれがあるため、自団体・他団体を問わず、職員の給料・手当を起債対象経費に含めないことを原則とする予定です。</p> <p>一方で、公営企業会計の適用には多くの事務作業や専門的な知識が必要となるところであり、「公営企業会計の適用に直接必要」として採用した職員（アドバイザー・資産台帳作成の事務担当者等）に対する給付、すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の報酬・費用弁償等 ・任期付職員・短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第2条に定める職員）の給料・費用弁償等 <p>は起債対象経費とする予定です。</p> | |
| 6 | 財政的支援措置の他、法適用に係る支援措置にはどのようなものがありますか。 | <p>各団体が移行事務に取り組む際の参考資料として、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて、公営企業会計への移行事務の手順や留意点等についてまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」及び「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定しました。</p> <p>また、先行して公営企業会計への移行に取り組んだ団体の事例をまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を作成しました。</p> <p>さらに、「地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業」の充実や関係機関等における研修の実施等も予定しています。</p> | |

2. 移行事務

| 問番号 | 質問 | 回答 | 関連箇所 |
|-----|---|---|--------------|
| 1 | 準備作業の留意点を教えてください。 | 法適用に当たっては、固定資産台帳の整備、システム整備等、様々な事務が必要となるため、最初に必要な事務等を洗い出すなど全体像を把握しておかないと、作業の優先順位等がわからず、スケジュールどおりに移行することが難しくなる場合があります。また、過去の資料の整理等は特に膨大な時間を要することから、早めの段階から資料収集等を行っておくことが必要です。 | マニュアル第2章 |
| 2 | 固定資産情報の整備に当たっての留意点を教えてください。 | 固定資産台帳の整備については、法適用の移行事務の中で最も手間のかかる作業です。 過去に作成された決算書や工事台帳、補助金関係資料等の資料の保存状態により事務量が大きく変わるため、固定資産台帳整備の作業の流れ、資料の保存状態を適切に把握し、十分余裕を持って進めていくことが重要となります。 なお、固定資産台帳として整理した情報は、予定開始貸借対照表を作成するために必須であるため、予定開始貸借対照表の作成作業を開始するまでには、台帳の整備が完了できるよう留意が必要です。 | マニュアル第4章、第5章 |
| 3 | 保有資産の法適用時における帳簿原価(取得価額)の算定方法を教えてください。 | ○非償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額) ○償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額) - 減価償却累計相当額 (例) 取得年月 平成22年3月 取得時の帳簿原価(取得価額) 1,000千円 耐用年数 10年 法適用年月 平成27年4月 $1,000 \text{千円} \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450 \text{千円}$ ← 減価償却累計相当額 $\left[\begin{array}{c} \text{取得時の} \\ \text{帳簿原価(取得価額)} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{残存価額} \\ \text{を除く} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{償却率} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{経過} \\ \text{年数} \end{array} \right]$ $1,000 \text{千円} - 450 \text{千円} = 550 \text{千円}$ ← 法適用時の帳簿原価(取得価額) $\left[\begin{array}{c} \text{取得時の} \\ \text{帳簿原価(取得価額)} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{減価償却} \\ \text{累計相当額} \end{array} \right]$ | マニュアルP57～P58 |
| 4 | 出納(収納)取扱金融機関から担保の提供を受けないことは可能ですか。 | 公営企業の出納(収納)取扱金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の指定金融機関とは法律の根拠を異にする別個のものであるため、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合でも、担保の提供を別に受ける必要があります。ただし、既に指定金融機関から提供させている担保を分割させることは可能です。 | |
| 5 | 上下水道部一体の場合でも、条例・規則等はそれぞれ制定する必要がありますか。 | 一方の事業のみに関する事項であれば、個別に条例・規則等を制定することとなりますが、共通する事項であればそれぞれに条例・規則等を制定する必要はありません。 | |
| 6 | 4条予算の科目の例はありますか。 | 4条予算の科目に関しては、規則や通知等で例を定めていません。既に法適用を行っている団体の事例等を参考としつつ、各団体の法適用前の予算科目などを踏まえながら適切に科目設定を行ってください。 | |
| 7 | 予定開始貸借対照表の作成に着手するために、事前に処理しておくべき移行事務を教えてください。 | 予定開始貸借対照表の作成の作業に入るまでには、過去に作成された決算資料等から固定資産台帳を整備しておく必要があります。 また、事務を効率的に進めていくため、公営企業会計に対応した財務会計システムについても予定開始貸借対照表の作成までには運用可能な状態にしておく必要があります。 | マニュアルP17 |
| 8 | 特例的収入・支出が生じる年度(打切年度か、法適用初年度か)を教えてください。 | 未収金又は未払金となったものは、発生主義による予算経理では既に執行済として法適用後の予算には計上されず、一方、現金主義による官公庁会計方式では未執行であって、決算上も執行済として記載されないため、法適用初年度の予算に特例的収入・支出として別条を設けて処理を行います。 | マニュアルP40～P41 |
| 9 | 予定開始貸借対照表を作成する際、資産の額よりも負債の額が多い場合、繰越欠損金として表示してよいですか。 | お見込みのとおりです。 | |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 10 | 補助金等で取得した償却資産がある場合、補助金等に相当する金額は予定開始貸借対照表においてどのように表示すべきですか。 | 「長期前受金」として表示することとなります。 | |
| 11 | 補助金等で取得した償却資産の予定開始貸借対照表における長期前受金の算定方法を教えてください。 | <p>(例) 取得年月 平成 22 年 3 月 取得時の帳簿原価 (取得価額) 3,000 千円 国庫補助金額 1,000 千円 耐用年数 10 年 法適用年月 平成 27 年 4 月</p> $1,000 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450 \text{ 千円} \leftarrow \text{長期前受金収益化累計額相当額}$ $\left(\begin{array}{c} \text{補助金額} \\ \left[\begin{array}{c} \text{残存価額} \\ \text{を除く} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{償却率} \\ \left[\begin{array}{c} \text{経過} \\ \text{年数} \end{array} \right] \end{array} \right] \end{array} \right)$ $1,000 \text{ 千円} - 450 \text{ 千円} = 550 \text{ 千円} \leftarrow \text{法適用時の長期前受金の額}$ $\left(\begin{array}{c} \text{補助金額} \\ \left[\begin{array}{c} \text{長期前受金収益化} \\ \text{累計額相当額} \end{array} \right] \end{array} \right)$ | |
| 12 | 打切決算の確定までは開始貸借対照表として確定しないと考えてよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 13 | 予定開始貸借対照表についても議会に説明する必要がありますか。 | 予定開始貸借対照表は、地方公営企業法上、議会に提出しなければならないものではありませんが、議会に参考資料として提出し、説明することが適当です。 | |
| 14 | 法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)についてはどのように予定開始貸借対照表へ計上すべきでしょうか。 | 予定開始貸借対照表における資産の部中、当該施設については建設仮勘定(一部稼働中の資産がある場合には、その部分については本勘定)として計上します。 | |
| 15 | 法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)の予算措置について教えてください。 | <p>法適用日の前日の属する会計年度の予算において、当該施設につき地方自治法の規定による繰越明許費及び事故繰越として翌年度に繰り越すこととしている場合には、法の適用日の属する事業年度に限り使用することができます(地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第5項)。また、従前継続費又は債務負担行為を設定していた場合には、その効果は法適用後もそのまま引き継がれることとなり、この場合、法適用年度以降の4条予算に計上します。特例的収入・支出がある場合には、予算第4条の2として別途掲げることとなります。</p> <p>なお、当該施設につき法適用日の前にその取得につき議決を得ている場合は、法適用日の属する年度に限り当該議決に基づき取得できます。</p> | |
| 16 | 法適用時における前年度剰余金についても予算に計上する必要がありますか。 | 引継現金として4条予算本文かっこ書の補填財源に使用する場合は除いては予算に計上する必要はありません。 | |
| 17 | 打切決算において、収支差し引きが赤字であった場合の処理方法を教えてください。 | 打切決算時に歳入が歳出に不足する場合は、繰上充用を行うことなく、「歳入歳出差引不足額〇〇円」として打切決算に計上します(地方公営企業法施行令4条1項ただし書)。 | |
| 18 | 打切決算を円滑に進めるための留意点を教えてください。 | 打切決算により出納整理期間がないことから、収入・支出をできる限り法適用の日までに処理できるようにするとともに、赤字決算にならないようにするため、補助金、企業債、繰入金等の受入れや工事等の執行管理を適切に行う必要があります。 | |
| 19 | 法適用を行った旨の総務大臣に対する報告はいつまでに行う必要がありますか。 | 特に期限は定められていませんが、地方公営企業法施行令第28条第2項において、法の規定の適用を受けた場合においては遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならないとされており、法適用後速やかに報告を行う必要があります。 | |
| 20 | 上水道事業等で既に利用している会計システム等を活用することのメリットを教えてください。 | 科目設定等の一部変更のみで対応できるため、導入費用等の削減が可能となります。また、運用後においても既にシステムを熟知した上水道事業等の職員がいるため、スムーズに企業会計による事務を行うことができます。 | |

3. 事業別事項

| 問番号 | 質問 | 回答 | 関連箇所 |
|-----|--|--|------|
| 1 | 下水道事業において従前の特別交付税措置の対象となる団体はどのような団体ですか。 | <p>下水道事業において従前の特別交付税措置の対象となる団体は、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手した団体で、平成27年度以降公営企業会計適用債を起債しない団体とする予定です。</p> <p>なお、着手の基準については、平成26年度の特別交付税措置、下水道事業法適化計画の提出、平成26年度の予算計上等の有無から合理的に判断するものとする予定です。</p> | |
| 2 | 公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行い、その適用に要する経費に公営企業会計適用債を充当する場合には、交付税措置はどのように行われるのですか。 | <p>公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行う場合の交付税措置については、事業毎に特定可能な経費については、それぞれの事業区分毎に要した経費を基礎とし、事業毎に特定困難な経費がある場合については、各事業の総事業費により経費を按分するなど合理的な方法により算出された経費を基礎とすることを想定しています。</p> <p>このように算出された経費に公営企業会計適用債を充当する場合、事業区分に応じた交付税措置を講じる予定です。</p> | |
| 3 | 資本費平準化債の発行可能額の計算方法の見直しはどのようなスケジュールで行われますか。 | 平成27年度中のできるだけ早い時期に見直し内容を明らかにする予定です。 | |
| 4 | 現在進められている簡易水道事業の統合と公営企業会計への移行との関係を教えてください。 | <p>現在、簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図る観点から厚生労働省に提出した計画に基づいて平成28年度までに、上水道事業への統合等が推進されています。</p> <p>上水道事業への統合及び簡易水道事業同士が統合して上水道事業となる場合には、当然に地方公営企業法が適用されることとなります。一方、簡易水道事業同士の統合の結果、引き続き簡易水道事業となる場合や統合を実施しない簡易水道事業については、人口3万人以上の団体では集中取組期間内に公営企業会計に移行するよう、また、人口3万人未満の団体では同期間内にはできる限り公営企業会計に移行するよう要請しているところです。</p> <p>なお、簡易水道事業の統合に要する経費に係る財政措置については、法適用に要する経費に係る財政措置と同様に拡充することとしています。</p> | |

4. その他の事項

| 問番号 | 質問 | 回答 | 関連箇所 |
|-----|---|--|--|
| 1 | <p>先行して法適用を行っている団体についても、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の固定資産台帳の整備に関する考え方の内容を踏まえた見直しが必要ですか。</p> | <p>公営企業会計に移行し、固定資産情報を固定資産台帳として整備するにあたっては、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うことができることを基本として、施設の老朽化等の現状など資産の状況を合理的な水準で把握することが必要です。</p> <p>先行して法適用を行った団体が整備している固定資産台帳が、このような観点から十分な精度を有しているものと考えられる場合には特段の対応の必要はありません。一方で、十分な精度を有していないものであると考えられる場合には、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上等に取り組み、公営企業の経済性の更なる向上に努めることが期待されます。</p> | |
| 2 | <p>公営企業会計の適用に向けた作業に着手しているものの、平成29年度までに公営企業会計への移行が間に合わない場合には、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要ですか。</p> | <p>地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準(地方公会計)による財務書類等(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等)を作成するよう要請しています。</p> <p>また、地方公会計においては、公営企業や第三セクター等を含めた連結財務書類も作成することとしており、公営企業会計に移行しない公営企業にあつては、遅くとも平成29年度から統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要です。</p> <p>しかしながら、集中取組期間内における公営企業会計への移行に着手した公営企業にあつては、例外的な取扱いとして、地方公会計の移行期限である平成29年度までに公営企業会計への移行が完了しない場合であっても、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成しないことも許容されます。</p> | <p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル・Q&A集」1-4</p> |